

事 務 連 絡  
平成24年9月19日

各 国 公 私 立 大 学 事 務 局  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 事 務 局  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課  
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課

御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

### 教職員からの麻しんの感染拡大について（注意喚起）

学校の設置者及び学校においては、地域の保健部局等と連携の上、「学校における麻しん対策ガイドライン」（平成20年3月 国立感染症研究所感染情報センター作成 文部科学省・厚生労働省監修）をご活用いただき、学校における適切な麻しん対策をお願いしているところです。

今般、宮崎県において、教職員が麻しん患者となり、複数の同僚に感染が拡大する事例が生じました。当該教職員が勤務する学校は臨時休業となりましたが、現在も感染の拡大が続いています。

「学校における麻しん対策ガイドライン」では、学校の職員が学校における麻しん流行の端緒となることも危惧されるため、そのようなことが起きないようにするために、日常的に児童生徒に接する機会のある全職員に対して、適切に対応することを求めています。

各学校及び学校の設置者においては、特に下記の点について実施いただきますようお願いいたします。なお、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校・各種学校を含む）に対しても周知されるようお願いいたします。

### 記

#### 1. 学校における麻しん対策ガイドラインの確認及び実施（別添参照）

特に、学校の職員の罹患歴及び予防接種歴を確認し、未罹患かつ必要回数接種が未了の者に対し、接種を推奨すること。また、麻しん発生時においても、関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応すること。

（参考）「学校における麻しん対策ガイドラインについて」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/08040804.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08040804.htm)

（本件照会先）

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課保健指導係  
TEL 03-5253-4111（内線 2918） FAX 03-6734-3794